

# 官報

号外 平成十一年三月二十三日

## ○第百四十五回 衆議院会議録 第十八号

平成十一年三月二十三日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十一年三月二十三日

午後一時開議

第一 特定融資枠契約に関する法律案(参議院提出)

第二 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第百四十一回国会、内閣提出)

第三 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 國際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件

第五 アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

第六 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 司法制度改革審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

第八 特定融資枠契約に関する法律案(参議院提出)

第九 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第百四十一回国会、内閣提出)

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。  
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 及び第二とともに、大原一三君外三名提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外三名提出)を追加して、三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

特定融資枠契約に関する法律案及び同報告書提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を追加して、三案を一括議題とし、委員長の報告を求めます。大蔵委員長村井仁君。

ま日程に追加されました土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村井仁君。

特定融資枠契約に関する法律案及び同報告書提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書提出、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を追加して、三案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〔本号末尾に掲載〕

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定融資枠契約に関する法律案(参議院提出)

日程第二 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(第百四十一回国会、内閣提出)

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(大原一三君外三名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、特定融資枠契約に関する法律案、日程第一、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案、たゞい

第一に、この法律において特定融資枠契約とは、融資枠契約であって、借り主が契約締結時に商法特例法第二条に規定する株式会社であるものをいうことにしております。

第二に、利息制限法及び出資法におけるみなし

利息の規定は、特定融資権契約に係る手数料については適用しないことにしております。

第三に、特定融資枠契約に係る制度のあり方については、この法律の施行後一年を日途として、検討を加えるものとしております。

本案は參議院提出に係るものであり、去る二月十九日、参議院議員塩崎恭久君から提案理由の

次に、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案について申し上げます。

本案は、金融システム改革の一環として、投資業者の保護の観点からの措置を講じつつ、いわゆる金融業者の社債の発行等による資金調達を自由化す

具体的には、社債の購入者等の保護に資するため、貸付業務のために社債の発行等を行う金融業者につきまして、最低資本金基準等を要件とする登録制度を実施するとともに、有価証券報告書等に融資業務の特殊性に対応した貸し付け状況等の項目を明確に表示することを義務づけることによります。

本案は、第百四十二回国会に提出され、今国会まで継続審査に付されていたものであります。

さきの第百四十四回国会の昨年十二月十一日、宮澤大蔵大臣から提案理由の説明を聴取しております

ております。

第四に、公開会社は、平成十三年三月三十一日までの間に限り、再評価差額金の額の三分の一を

て株式を買い受けて消却することができる」といふ。

しあわせ。

その他所要の規定の整備を行うことにしており

本案は、本日、提出者大原一三吉から提案理由

の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局い

たしました。次いで、採決いたしましたところ、

多數をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたこと

を申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

卷之三

○議長(伊藤宗一郎君) 二案を一括して採決いたしました。

三案中、日程第一の委員長の報告は修正、他の

二案の委員長の報告はいずれも可決であります。

三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の  
起立を求めます。

起立を求めます

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、三案

とも委員長報告のとおり議決いたしました

卷之三

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、国民年金法等の一部を改正する法律案を提出する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。厚生委員長木村義雄君。  
君。  
〔本号末尾に掲載〕

会において質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告とのおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 國際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件

日程第五 アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件、日程第五、アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

額が同日における当該加盟国の割り当て額の約二九%に等しくなるような額のSDRの配分を受けること等であります。

次に、アフリカ開発銀行設立協定の改正について申し上げます。

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国際通貨基金協定の第四次改正について申し上げます。

昭和四十四年の国際通貨基金協定の改正により、計画的に新しい準備資産を創出する目的で、国際通貨基金の中にSDR制度が創設されました。このSDRの配分は、昭和五十六年を最後に行われておらず、その後に基金に加盟した国がSDRの配分を受けられない等、加盟国間のSDRの配分に不均衡が生じておりました。このような状況を踏まえ、平成八年九月の暫定委員会において、SDRの純累積配分額の割り当て額に対する比率が各加盟国間で一律となるようにSDRの特別配分を行うとの方針が承認され、平成九年九月の改正の受諾について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第四、国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件、日程第五、アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

ものと議決した次第であります。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、両件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出しました。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進めらることとを目的とするものであることを希望します。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

本改正は、SDRの配分額を基金の加盟国間で衡平なものとするためにSDRの特別配分を行うことを目的とするものであり、その主な内容は、

平成九年九月十九日において特別引出権会計の参考として提出されたものであります。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報書

〔本号末尾に掲載〕

〔杉浦正健君登壇〕

○杉浦正健君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を三十人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十九人増加しようとするものでござります。

委員会におきましては、去る十九日陣内法務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

司法制度改革審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、司法制度改革審議会設置法案について、趣旨の説明を求めるところ、法務大臣陣内孝雄君。

〔法務大臣陣内孝雄君登壇〕

○國務大臣(陣内孝雄君) 司法制度改革審議会設置法案について、その趣旨を御説明いたします。

二十一世紀の我が国社会においては、社会の複雑多様化、国際化等に加え、規制緩和等の改革に行なわれるなど、社会のさまざまな変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズにこたえ得るように改革するとともに、その充実強化を図っていくことが不可欠であると考えられます。

そこで、政府いたしましては、このようないくつかから、二十一世紀の我が国社会において司法が果すべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議する機関を内閣に置く必要があると考え、この法律案を提出することとしたものであります。

その要点は、次のとおりであります。

司法制度改革審議会設置法案について、民主党を

枝野幸男君

〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君 私は、ただいま議題となりました

第一に、内閣に司法制度改革審議会を置くこと

とし、二十一世紀の我が国社会において司法が果すべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基本的施策について調査審議する機関を内閣に置くこととしたものであります。

議するとともに、調査審議した結果に基づき、内閣に意見を述べることをその所掌事務としております。

第二に、審議会は、委員十三人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命することとしております。

第三に、審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置き、事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置くこととしております。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

司法制度改革審議会設置法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。

そこで、政府いたしましては、このようないくつかから、二十一世紀の我が国社会において司法が果すべき役割を明らかにし、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査

審議する機関を内閣に置く必要があると考え、この法律案を提出することとしたものであります。

その要点は、次のとおりであります。

司法制度改革審議会設置法案について、民主党を

枝野幸男君

〔枝野幸男君登壇〕

○枝野幸男君 私は、ただいま議題となりました

基本的施策、これについての多くの部分は、行政

代表して質問をいたします。

現在の司法制度は、残念ながら、国民の期待に十分にこたえていくとは言えません。裁判エイズの裁判に象徴されるように、判決が出るまでに余りにも長く時間がかかり過ぎることや、費用がどう

ぐらい必要になるのかがわからないために、弁護士の敷居が高いことなどに加えて、裁判所は行政に甘いという認識から、泣き寝入りを余儀なくされるケースも少なくなく、紛争解決という司法の役割のうち、実際に機能しているのはごく一部にすぎません。

結果的に、法の支配という近代国家の大原則は有名無実になりつつあります。司法がその役割を十分に果たしていくためには、そのシステムを抜本的に改革する必要があると考えます。

しかしながら、今回の法律案は、その目的において賛同できるものの、その内容には強い疑問を感じざるを得ません。その最大の疑問は、内閣に、司法制度改革について、いかなる権限が与えられているのかという点であります。

本審議会は、内閣に設置され、内閣に対し、司法改革に関する調査審議の結果に基づいた意見陳述をすることになっています。これは、内閣が司法改革に関する権限を持っている、このことを当然の前提としています。もちろん、この法律の目的である、第二条が司法制度改革と並べて調査審議事項としている、基盤の整備に関する必要な



経済団体連合会などは、司法制度を利用する立場から、さまざまな提言をしています。内閣であれば、準公的機関であれ、民間機関であれ、裁判所を利用する立場としては対等であります。したがいまして、こうした機関と横並びで一定の発言をすることは、むしろ妥当なことであります。

この場合、あくまでも、司法の一利用者としての内閣の見解を示すだけですから、法律で審議機関を設け、そのメンバーも国会同意人事にするなどして、変に権威づけるということは、全く不要なことです。内閣内部の任意的な機関で独自に調査審議し、その結果を見解として公にすれば足りることであります。

本法案を撤回し、あくまでも司法の一利用者という緩やかな立場からの検討にとどめるべきと考えますが、総理の見解を求めます。

また、この機会に、総理は、一方で行政改革の一環として審議会の大削減を進めていますが、そうした中で、あえて法律に基づく審議会を、時間的とはいえ設置することが、整合性を欠くことがあります。

最初に提起しましたとおり、司法改革の必要性は、私も全く同感であります。しかし、本法律案にも、またその提案理由の説明にも、具体的に何がどう問題だから改革が必要であるのかは示されていません。私は、先ほど述べましたとおり、現在の司法が行政に隸属しているかのとき印象を

与えていたいと、ここに最大の問題があると考えます。

改革を議論するのであるならば、いわゆる法曹一元や陪審制度、参審制度の導入などによって、裁判官の官僚化を抑止し、司法への市民参加を促進することと、これを第一のテーマとするのが当然ではないでしょうか。

また、第二の問題としては、裁判所及び司法研修所のキャバシティーの不足を取り上げる必要があります。

裁判が長期化している原因は、裁判官や弁護士などの数が決定的に不足していることになりますが、この背景には、司法予算の不足という問題が横たわっています。最近も、司法試験合格者を大幅に増加させる際に、司法研修期間の大削減を同時に実施しました。司法修習に予算を確保できないから、人員をふやすかわりに期間を短縮したと言われても、反論できないと考えます。

数が足りないからといって、質を低下させても構わないということにはなりません。司法予算を十分に確保し、裁判所や司法研修所の定員を、質の低下をもたらすことなく増員させる、これが必要であると考えます。

そこで、総理に、具体的にどのような観点から司法改革が必要であると考え、本法律案を提案したのか、お尋ねします。特に、今指摘をいたしました二つの問題点、二つの視点について、総理の具体的な見解をお示しください。

なお、審議会の検討にゆだねるなどといつまかしの答弁でお逃げにならないようお願い申し上げます。司法改革が必要であるとみずからおしゃって法律案を提出している以上、その具体的な根拠や視点が存在するはずであり、そうした根拠を示せないのであるならば、改革が必要であるではないでしょうか。

また、主張そのものが空虚なものとなります。次に、審議会の運営についてお尋ねいたします。

これまで指摘しましたとおり、内閣に審議会を置くこと自体に疑義がある以上、そのメンバーの選任や議論の情報公開、事務局体制などで、いやしくも行政による司法への干渉ととられないような配慮が必要です。

具体的には、審議会委員の国会同意手続に際しては、委員候補者から参考人として意見聴取した上で手続きを進めること、審議会の会議は、議事録を完全公開するとともに、傍聴を可能にすること、事務局には官僚以外の幅広い人材を登用するとともに、いやしくも事務局が議論を誘導したことなどが疑われるこのないよう十分配慮することなどが必要と考えます。総理の、こうした点に関する見解をお尋ねします。

最後に、司法制度改革は、先ほど述べましたとおり、本来、我々立法院の責務であります。その責務を怠ってきたことを反省しつつ、今こそ、議会において司法改革の議論を活発化させる必要があると考えます。関係機関や専門家、市民などの

幅広い意見をシステムマッチングに聽取する機関を設け、内閣ではなく、議会の主導する市民の立場からの司法改革を進めるよう提言して、質問を終ります。

〔内閣総理大臣小淵恵三君登壇〕  
○内閣総理大臣小淵恵三君登壇 答えいたします。

内閣の法律案提出権の根拠についてお尋ねがありました。

内閣は、行政権行使に当たりまして、広く各種の問題に直面し、かつ国民からさまざまな情報や要望に接しておりますので、こうした情報や要望を基礎に、広く施策を立案すべき立場にあるとうべきであります。議院内閣制をとる我が国といたしましては、憲法第七十二条に基づき、内閣が法律案を立案し国会に提出できることがあります。内閣は、憲法制定時の国会審議におきましても明らかにされ、その後の国会審議を通じ、この解釈は定着いたしております。

法務省設置法が司法制度に関する法令等の作成を所掌事務として定めていることにつきましてのお尋ねでしたが、既にお答えいたしましたように、内閣には法案の提出権があり、司法制度に関する法令案についても同様であります。法務省が御指摘のような事項を所掌することいたしておりますのは、権力分立や憲法の規定に違反するものではないと考えております。



官 報 (号 外)

特定融資権契約に関する法律案  
右の本院提出案を送付する。

平成十二年三月十日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 參議院議長 斎藤十朗

卷之三

(目的)

第一条 この法律は、特定融資枠契約に係る手数

料について利息制限法(昭和二十九年法律第百二号)及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取

締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十九号)

五号)の特例を定めることにより、企業の資金

調達の機動性の増大を図り、もって国際健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の額度頂の限度内に於

は一定の期間及び賃料の相場額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間

において当事者の一方を借主として金銭を目的

とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の二

社であるものをいう。

官報 (号外)

(利息制限法等の適用除外)

第三条 利息制限法第三条及び出資の受入れ、預

り金及び金利等の取締りに関する法律第五条第

六項の規定は、特定融資枠契約に係る前条の手

数料については、適用しない。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律

の施行後に締結される特定融資枠契約について

適用する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(検討)

3 特定融資枠契約に係る制度の在り方について

は、この法律の施行後二年を目途として、検討

が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が

講ぜられるべきものとする。

特定融資枠契約に関する法律案(参議院提出)

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定融資枠契約に係る手数料につい

て利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金

利等の取締りに関する法律(以下「出資法」とい

う。)の特例を定めることにより、企業の資金調

達の機動性の増大を図るために、その主な内容は次のとおりであ

る。

1 目的

この法律は、特定融資枠契約に係る手数料につい

て、利息制限法及び出資法の特例を定めようと

することにより、企業の資金調達の機動性の増

大を図り、もって国民经济の健全な発展に資

することを目的とする。とする。

2 定義

この法律において「特定融資枠契約」とは、

融資枠契約であつて、借主が契約締結時に商

法特例法第一条に規定する株式会社(資本の

額が五億円以上又は負債の合計金額が二百億

円以上)であるものをいうこととする。

3 利息制限法等の適用除外

利息制限法第三条及び出資法第五条第六項

のみなし利息の規定は、特定融資枠契約に係

る手数料については、適用しないこととす

る。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行し、この

法律の施行後に締結される特定融資枠契約

に適用することとし、この法律の施

行前にした行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例によることとする。

(二) 特定融資枠契約に係る制度の在り方につ

いては、この法律の施行後二年を目途とし

て、検討が加えられ、その結果に基づいて

必要な措置が講ぜられるべきものとする。

二 議案の可決理由

本案は、企業の資金調達の機動性の増大を図

るため、特定融資枠契約に係る手数料につい

て、利息制限法及び出資法の特例を定めようと

するもので、時宜に適するものと認め、可決す

め、社債の発行等による貸付資金の受入れをす

るべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

大蔵委員長 村井 仁

内閣総理大臣 橋本龍太郎

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に

関する法律案

国会に提出する。

平成十一年五月十九日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

金融業者の貸付業務のための社債の発行等

に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第八条)

第三章 会計の整理(第九条)

第四章 監督(第十一条・第十三条)

第五章 雜則(第十四条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第二十三条)

附則

（目的）

第一章 総則

第一条 この法律は、金融業者がその貸付業務の

ために行う社債の発行等による貸付資金の受入

れに關し、社債の購入者等の保護に資するた

め、社債の発行等による貸付資金の受入れをす

るべきものと義務付ける措置を定める。

付状況等を明確に表示するための会計の整理を

義務付ける措置を定める」と目的とする。

第二条 この法律において「金融業者」とは、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第一条第二項に規定する貸金業者その他これらに類する方法によってする金銭の交付を含む。以下同じ。)を業として行う者で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「金融会社等」とは、法人である金融業者をいう。

3 この法律において「特定金融会社等」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条・第八条)

第三章 会計の整理(第九条)

第四章 監督(第十一条・第十三条)

第五章 雜則(第十四条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第二十三条)

第三条 金融業者は、内閣総理大臣の登録を受けた金融会社等でなければ、社債の発行その他の政令で定める方法(以下「社債の発行等」という。)による貸付資金の受入れをしてはならない。

## (登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする金融会社等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

## 一 商号又は名称及び住所

## 二 資本又は出資の額

## 三 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

前項の登録申請書には、登記簿の謄本その他総理府令・大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

## (登録の実施)

第五条 内閣総理大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。

## 一 前条第一項各号に掲げる事項

## 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めたところにより、特定金融会社等登録簿を公衆の観察に供しなければならない。

## (登録の拒否)

第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号の一いずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若し

くは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

## 一 金融会社等に該当しない者

二 資本又は出資の額が政令で定める金額に満たない金融会社等

## 三 金銭の貸付けに係る業務を政令で定める基準に達しない人的構成により行う金融会社等

## 四 第十一条第一項の規定により第三条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない金融会社等

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第七条 特定金融会社等は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## 2 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

## 3 内閣総理大臣は、総理府令・大蔵省令で定めたところにより、特定金融会社等登録簿を公衆の観察に供しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。

## (廃止の届出等)

第八条 特定金融会社等が、第二条第一項に規定する金融会社等に該当しないこととなつたとき、又は社債の発行等による貸付資金の受入れをやめたときは、その特定金融会社等であつた法人を代表する役員その他の政令で定める者

は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

## 2 特定金融会社等が第二条第一項に規定する金融会社等から社債の発行等による貸付資金の受入れの停止を命ぜられたとき、又は特定金融会社等から社債の発行等による貸付資金の受入れをやめた旨の届出があつたときは、当該特定金融会社等の第三条の登録は、その効力を失う。

## 第三章 会計の整理

第九条 特定金融会社等は、総理府令・大蔵省令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領は、特定金融会社等の金銭の貸付け及び社債の発行等の状況を明確に表示することとなるものでなければならぬ。

2 前項に規定する総理府令・大蔵省令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領は、特定金融会社等の金銭の貸付け及び社債の発行等の状況を明確に表示することとなるものでなければならぬ。

## 2 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

## 4 貸金業の規制等に関する法律その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

## 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 貸金業の規制等に関する法律その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

の各号のいづれかに該当するときは、第三条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて社債の発行等による貸付資金の受入れの停止を命ずることができる。

一 第六条第一項第一号又は第二号のいづれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四 貸金業の規制等に関する法律その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

五 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等の規定による金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

六 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等の規定による金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

七 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等の規定による金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

八 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等の規定による金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

九 内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等の規定による金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。

十 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

十一 内閣総理大臣は、特定金融会社等が次に規定する金融会社等に該当しないこととなつたときは、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第

(登録の抹消)

第十二条 内閣総理大臣は、第八条第一項の規定により第三条の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第



(罰則の経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第四条 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の一 特定金融会社等(金融業者の貸付

業務のための社債の発行等に関する法律

(平成十年法律第一号)に規定する特定

金融会社等をいう。)の登録及び監督に関する

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号二中「不動産特定共同事

業法(平成六年法律第七十七号)」の下に「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律案(内閣提出、第一百四十二回

次のように改正する。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行状況のほか、金融業者が社債の発行等により貸付資金の受け入れをして行っている金銭の貸付けが国民経済に及ぼしている影響等を勘案し、この法律に規定する金融業者の貸

付業務のための社債の発行等に係る制度について

て検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ついて、最低資本金基準等を要件とする登録制度を実施するとともに、証券取引法に基づく有価証券報告書等に融資業務の特殊性に対応した貸付状況等の項目を明確に表示するための会計の整理を義務付けることとする。

〔別紙〕  
(小字及び  
は修正)  
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 登録(第三条—第八条)

第三章 会計の整理(第九条)

第四章 監督(第十一条—第十三条)

第五章 雑則(第十四条—第十七条)

第六章 罰則(第十八条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、金融業者がその貸付業務のために行う社債の発行等による貸付資金の受入

れに関し、社債の購入者等の保護に資するた

めに、社債の購入者等の保護に資するた

めに、社債の発行等による貸付資金の受入れをす

めるが、なお、登録、監督の主体に関する事

項、法律の施行日に関する事項等について修

正を行うことの必要を認め、本案は別紙のとおり

り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十一年三月十九日

大蔵委員長 村井 仁

1 社債の購入者等の保護に資するため、貸付

業務のために社債の発行等を行つ金融業者に

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

官 報 (号外)

<p>付を含む。以下同じ。)を業として行う者で政令で定めるものをいう。</p> <p>2 この法律において「金融会社等」とは、法人である金融業者をいう。</p> <p>3 この法律において「特定金融会社等」とは、次条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。</p>	<p>定金融会社等登録簿に登録しなければならない。</p> <p>1 前条第一項各号に掲げる事項</p> <p>2 登録年月日及び登録番号</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p>
<p>(登録)</p> <p>金融再生委員会</p> <p>第三条 金融業者は、内閣総理大臣の登録を受けた金融会社等でなければ、社債の発行その他の政令で定める方法(以下「社債の発行等」といいう。)による貸付資金の受入れをしてはならない。</p> <p>第四条 前条の登録を受けようとする金融会社等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 商号又は名称及び住所</p> <p>二 資本又は出資の額</p> <p>三 その他総理府令・大蔵省令で定める事項</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>金融再生委員会</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 金融会社等に該当しない者</p> <p>二 資本又は出資の額が政令で定める金額に満たない金融会社等</p> <p>三 金融の貸付けに係る業務を政令で定める基準に達しない人的構成により行う金融会社等</p> <p>四 第十一条第一項の規定により第三条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経ればならない。</p>
<p>(登録の実施)</p> <p>金融再生委員会</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、第三条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を持</p> <p>2 過しない金融会社等</p> <p>内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならぬ。</p>	<p>（登録の届出）</p> <p>第七条 特定金融会社等は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があった事項を特定金融会社等登録簿に登録しなければならない。</p>
<p>（変更の届出）</p> <p>第八条 特定金融会社等が、第二条第一項に規定する金融会社等に該当することとなつたとき、又は社債の発行等による貸付資金の受入れをやめたときは、その特定金融会社等である法人を代表する役員その他の政令で定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 特定金融会社等が第二条第一項に規定する金融会社等に該当しないこととなつたとき、又は特定金融会社等から社債の発行等による貸付資金の受入れをやめた旨の届出があつたときは、当該特定金融会社等の第三条の登録は、その効力を失う。</p> <p>第九条 特定金融会社等は、総理府令・大蔵省令で定める勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の記載要領に従い、その会計を整理しなければならない。</p> <p>四 貸金業の規制等に関する法律その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。</p> <p>内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若</p>	<p>（報告の後収）</p> <p>第十条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定金融会社等に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。</p> <p>第四章 監督</p> <p>第十二条 内閣総理大臣は、特定金融会社等が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて社債の発行等による貸付資金の受入れの停止を命ずることができる。</p> <p>一 第六条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することとなつたとき。</p> <p>二 不正の手段により第三条の登録を受けたとき。</p> <p>三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又是これらに基づく处分に違反したとき。</p> <p>四 貸金業の規制等に関する法律その他の法律の規定により金銭の貸付けに係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき。</p> <p>内閣総理大臣は、特定金融会社等の営業所若</p>

しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は特定金融会社等を代表する役員の所在を確知できないときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該特定金融会社等から申出がないときは、当該特定金融会社等の第三条の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

## (登録の抹消)

**第十二条** **内閣総理大臣**は、第八条第一項の規定により第三条の登録がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公示)  
**金銀再生委員会**  
内閣総理大臣は、第十一条第一項又は第三条の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

**第十三条** **内閣総理大臣**は、第十一条第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

## 第五章 雜則

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第十四条 特定金融会社等について、第八条第二項の規定により第三条の登録が効力を失つたと

き、又は第十二条第一項若しくは第二項の規定により第三条の登録が取り消されたときは、当該特定金融会社等であった者又はその一般承継人(政令で定める者を除く。)は、当該特定金融会社等が貸付資金の受入れのために行った社債の発行等に係る債務として政令で定めるものの履行を完了する目的の範囲内においては、なお

特定金融会社等とみなす。  
人(政令で定める者を除く。)は、当該特定金融会社等が貸付資金の受入れのために行った社債の発行等に係る債務として政令で定めるものの履行を完了する目的の範囲内においては、なお

による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任されたものがである。

2<sup>3</sup>

金融監督庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を

財務局長又は財務支局長に委任することができ

る。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務については、金融監督庁長官が財務局長又は財務支

## (総理府令・大蔵省令への委任)

局長を指揮監督する。

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## 第六章 罰則

1 第十三条の規定に違反した者  
2 大蔵大臣は、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その社債の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 第十九条 第十一条第一項の規定による社債の発行等による貸付資金の受入れの停止の命令に違反して社債の発行等による貸付資金の受入れを

反して社債の発行等による貸付資金の受入れを

した特定金融会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処

し、又はこれを併科する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第十二条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

2 第十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

3 第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 第十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

1 第十九条 三億円以下の罰金刑  
2 第二十条 二億円以下の罰金刑

3 第十八条又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告

官報(号外)

人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第一項の規定に違反した特定金融会社等の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部改正)

第一条 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

2 前項の「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。

一 預金、貯金又は定期積金の受入れ

二 社債、借入金その他何らの名義をもつて

するを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの

第二条第三項を削る。

第七条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、「貸付」を「貸付け」に改める。

同条中「第一項及び」を削り、「貸付」を「貸付け」に改める。

(罰則の経過措置)

二 第九条この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

(金融監督庁設置法の一部改正)

第三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 特定金融会社等(金融業者の貸付

業務のための社債の発行等に関する法律(平成十年法律第〇百五号)に規定する特定

金融会社等をいう)の登録及び監督に関する

こと。

第六条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行状況のほか、金融業者が社債の発行等により貸付資金の受入れをして行っている金銭の貸付けが国民経済に及ぼしている影響等を勘案し、この法律に規定する金融業者の貸付業務のための社債の発行等に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法律案

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案を提出する。

平成十一年三月十九日

提出者

大原 一三

保岡 輿治

堀内 光雄

賛成者

井奥 貞雄外二十名

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

二 第一条第一項を次のように改める。

第五条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第〇百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号二中「不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)」の下に「金融

業法(平成八年法律第百四十二号)」を加える。

一 金融業者が発行する社債を購入する投資者を保護するため、金融業者の監督体制の強化や

デイスクロージャーの充実を図ること。また、

業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第〇百五号)を加える。

第五条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

二十四の二 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第〇百五号)に規定する特定金融会社等をいう)の登録及び監督に関する

こと。

一 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

二 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

三 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

四 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

五 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

六 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

七 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

八 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

九 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

十 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

十一 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

十二 借手の保護を図る観点から、与信審査の適正化、過剰貸付の禁止、金利の引下げ等について

金融業者に対し適切な指導・監督・要請を行ふよう、その趣旨の周知・徹底を図ること。

第七条中「を再評価差額金として、政令で定める」というにより、貸借対照表を「(次項において「再評価差額」という。)のうち法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額(以下、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を上回る場合には「再評価に係る繰延税金負債の金額」と、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額を下回る場合には「再評価に係る繰延税金資産の金額」という。)を、当該再評価を行った事業用土地の再評価額の総額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を上回る場合には貸借対照表の負債の部に、当該再評価を行った事業用土地の再評価額が当該事業用土地の再評価の直前の帳簿価額の総額を下回る場合には貸借対照表の資産の部に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額又は再評価差額に再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上しなければならない。

3 再評価に係る繰延税金負債の金額又は再評価に係る繰延税金資産の金額に異動が生ずる場合には、前項の規定により、再評価差額金を計上

し直すものとする。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の一 第二条第一項第一号に掲げる法人である株式会社が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該株式会社についての利益の配当の限度額、商法第二百四条ノ三ノ二第五項(同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。)に規定する供託すべき額の限度額、同法第二百十条ノ一第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百十一条ノ二第三項に規定する株式の取得価額の限度額、同法第二百十条ノ一第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百四第一項及び第一項の純資産額、同法第二百四第二項及び第一項の純資産額、同法第二百四第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百四第四項及び第五項の純資産額並びに株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。)第三条第五項に規定する株式の取得価額の総額の限度額及び株式消却特例法第三条の二第六項の純資産額を計算する特例法第三条の二第六項の純資産額を計算する。

3 第二条第一項第二号から第八号までに掲げる法人が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該法人についての剩余金の配当の限度額を計算するときは、当該再評価差額を計上した場合は「再評価差額金(土地の再評価額から資本の四分の一に相当する額)とあるのは「再評価差額金(土地の再評価額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第二条第一項第一号に掲げる法人である相互会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第一条第五項に規定する相互会社をいう。)が前条の規定により再評価差額金を計上した場合においては、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剩余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第二条第一項の規定による再評価差額金をもつてする株式の買受けについては、株式消却特例法第三条の二第二項から第六項まで、第四条から第六条まで、第八条及び第九条並びに商法第二百二十二条ノ二第五項から第七項までの規定を準用する。この場合において、株式消却特例法第三条の二第三項中「資本準備金及び利益準備金の合計額から資本の四分の一に相当する額を控除した額」とあるのは「再評価差額金(土地の再評価額から資本の四分の一に相当する額)とあるのは「再評価差額金(土地の再評価額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第二条第一項第一号中「減額した金額」の下に「(当該減額した金額に対応する再評価に係る繰延税金負債の金額を除く。)」を加える。

3 第八条の次に次の二条を加える。

(再評価差額金の取崩しの特例)

第八条の二 株式消却特例法第二条第五号に規定する公開会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもってその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることができる。

3 第二条第一項第一号に掲げる法人である相互会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第一条第五項に規定する相互会社をいう。)が前条の規定により再評価差額金を計上した場合においては、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剩余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第二条第一項第一号に掲げる法人である相互会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第一条第五項に規定する相互会社をいう。)が前条の規定により再評価差額金を計上した場合においては、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剩余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3 第二条第一項第一号に掲げる法人である相互会社(保険業法(平成七年法律第二百五号)第一条第五項に規定する相互会社をいう。)が前条の規定により再評価差額金を計上した場合においては、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剩余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。



**土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書**

**報告書**

**議案の目的及び要旨**

本案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を一年延長し、再評価差額金を税効果会計を用いて貸借対照表に計上することとともに、

株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律に規定する公開会社について、再評価差額金をもってその株式を買い受けて消却することができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 事業用土地の再評価の実施期限の延長  
事業用土地の再評価を行うことができる期限を一年延長することとする。

**再評価差額金の貸借対照表への計上**

事業用土地の再評価を行った法人は、当該事業用土地の再評価額から帳簿価額を控除した額(以下「再評価差額」という。)のうち、再評価額が帳簿価額を上回る場合は繰延税金負債の金額を貸借対照表の負債の部に、再評価額が帳簿価額を下回る場合は繰延税金資産の金額を貸借対照表の資産の部に計上するとと

もに、再評価差額から繰延税金負債を控除した金額又は再評価差額に繰延税金資産を加えた金額を、再評価差額金として、貸借対照表の資本の部に計上することとする。

3 配当可能利益からの再評価差額金の控除  
配当可能利益の算定に当たっては、純資産額から再評価差額金の額を控除することとする。

**再評価差額金の取崩しの特例**

(一) 公開会社は、定款をもって、経済情勢、当該会社の業務又は財産の状況その他の事情を勘査して特に必要があると認めるときは取締役会の決議により再評価差額金をもってその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることとする。

もってその株式を買い受けて消却することができる旨を定めることとする。ただし、この場合においては、平成十三年三月三十一日までの間に限り、再評価差額金の額の三分の一を限度として再評価差額金を取り崩し、これをもって株式を買い受けて消却することができる」ととする。

(二) (一)の場合においては、平成十三年三月三十一日までの間に限り、再評価差額金の額

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。  
右報告する。

**施行期日等**

(一) この法律は、平成十一年三月二十一日から施行することとする。

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

大蔵委員長 村井 仁

内閣総理大臣 小淵 恵三

[別紙]

(一) 平成十一年三月二十一日前に到来する決算期において、税効果会計を採用していない法人の当該決算期に係る再評価差額金については、この法律による改正前の土地の再評価に関する法律の規定を適用することとする。

(二) その他所要の規定の整備を行うこととする。

(三) その他の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融資産の評価については、時価会計がグローバル・スタンダードになりつつある現状に鑑み、こうした会計慣行または会計基準に委ねるべきである。さらに土地を含むその他の資産についても時価会計の流れに留意しながら、平成十三年末を目途に現行の評価原則について見直しの是非を検討すること。

一 現下の経済状況に対応するため、一部に会計慣行または会計基準に照らし累積的な処理がみられるが、経済の回復にも留意しつつ、望ましい会計処理に移行するよう努力すること。

一 公開会社について、再評価差額金をもってその株式を消却することができる」とする等の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年二月九日

官報 (号外)

国民年金法等の一部を改正する法律の一部  
を改正する法律

理由

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項の表平成十年四月から平成十一年三月までの月分の項中「平成十年四月から平成十一年二月までの月分」を「平成十年四月以後の月分」に改め、同表平成十一年四月以後の月分の項を削り、同条第一項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行前に国民年金の保険料を前納していた者に対する還付)

2 この法律の施行の日前に、平成十一年四月一日以後の期間について国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)第九十三条第一項の規定により国民年金の保険料を前納した者においては、その者が死亡した場合においては、その者の相続人の請求に基づき、同日以後、当該期間に係るこの法律による改正前の国民年金の保険料の額とこの法律による改正後の国民年金の保険料の額との差額を基準として政令で定める額を還付する。

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度以後の国民年金の保険料の額を、平成十一年度の保険料の額と同額にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法等の一部を改正する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度の保険料の額と同額にする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

るものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

理由

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成十一年度特別会計予算において、国民年金特別会計における保険料収入の減約千百七億円と見込まれている。

右報告する。

平成十一年三月十九日

厚生委員長 木村 義雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求める件

この協定の署名政府は、次のとおり協定する。

1 第十五条第一項を次のように改める。

(a) 基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに応ずるため、第十八条の規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する権限を与えられる。

(b) 更に、基金は、付表Mの規定に従い、特別引出権会計の参加国である加盟国に対して特別引出権を配分する。

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求める件

現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十一年度以後の国民年金の保険料の額を、平成十一年度の保険料の額と同額にすることは、時宜に適す

一 議案の可決理由

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求める件

1 4の規定が適用される場合を除くほか、千

九百九十七年九月十九日において特別引出権

会計の参加国である各加盟国は、この協定の

第四次改正が効力を生じた日の後三十日目の

日に、その特別引出権の純累積配分額が千九

百九十七年九月十九日における当該加盟国の

割当額の二十九・三一五七八八八一三パーセ

ントに等しくなるよう額の特別引出権の配

分を受け入れなければならない。総務会決議

第四十五—二号において提議された割当額の

調整が実現していない参加国についても、当

該決議において提議された割当額に基づいて

計算を行う。

2(a) 4の規定が適用される場合を除くほか、

千九百九十七年九月十九日後に特別引出権

会計の参加国となり、かつ、その参加の日

が基金への加盟の日から三箇月以内である

加盟国は、(i)当該加盟国が特別引出権会計

に参加した日又は(ii)この協定の第四次改正

が効力を生じた日のいづれか遅い日の後二

(c) (i)の規定に従つて計算された額の特

別引出権の配分を受ける。

(b) (a)の規定の適用上、各参加国は、その特

別引出権の純累積配分額が特別引出権会計

に参加した日における当該参加国の割当額

の二十九・三一五七八八八一三パーセント

(ただし、次のとおり調整する。)に等しく

なるよう額の特別引出権を受領する。

(i) 第一に、二十九・三一五七八八八一三

パーセントに、(c)に定める参加国(セルビア

額(a)の加盟国が特別引出権会計に参加

した日におけるものとする。)の総計に対

する当該加盟国(1)に規定する割当額の

総計の割合を乗ずる。

(ii) 第二に、(i)の積に、(c)に定める参加国

が第十八条の規定に従つて受領した特別

引出権の純累積配分額(千九百九十七年

九月十九日におけるものとする。)及び1

の規定に従つて受領した配分額の和の總

額に対する(i)に定める参加国が第十八条

の規定に従つて受領した特別引出権の純

累積配分額(a)の加盟国が特別引出権会

計に参加した日におけるものとする。)及

び1の規定に従つて受領した配分額の和

の総計の割合を乗ずる。

(c) (b)の規定に従つて行われる調整に当たつ

ては、特別引出権会計の参加国とは、千九

百九十七年九月十九日において参加国であ

る加盟国であつて、(i)(a)の加盟国が特別引

出権会計に参加した日において引き続き特

別引出権会計の参加国であり、かつ、(ii)

九百九十七年九月十九日後に基金が行つた

すべての配分を受けているものをいう。

3(a) 4の規定が適用される場合を除くほか、

ユーロースラヴィア連邦共和国(セルビア

及びモンテネグロ)は、千九百九十二年十

月十四日に採択された理事会決定第一万

二百三十七号(千九百九十二年第百五十号)

の条件に従い旧ユーゴースラヴィア社会主

義連邦共和国の基金の加盟国及び特別引

出権会計の参加国としての地位を承継するよ

うは、(i)ユーゴースラヴィア連邦共和国

(セルビア及びモンテネグロ)が当該理事会

決定の条件に従い旧ユーゴースラヴィア社

会主義連邦共和国の基金の加盟国及び特別

引出権会計の参加国としての地位を承継し

た日又は(ii)この協定の第四次改正が効力を

生じた日のいづれか遅い日の後三十日目の

日に、(b)の規定に従つて計算された額の特

別引出権の配分を受ける。

(b) (a)の規定の適用上、ユーゴースラヴィア

連邦共和国(セルビア及びモンテネグロ)

は、その特別引出権の純累積配分額が理事

会決定第一万二百三十七号(千九百九十二

年第二百五十号)3(c)において提議された割

額(a)の規定により配分

を受ける資格を有した日を特別引出権会計

に参加した日とみなした上で、2(b)(ii)及び

(c)の規定に従つて調整する。)に等しくなる

よう額の特別引出権を受領する。

4 基金は、この付表に基づく特別引出権の配

分を受けることを希望しない旨を配分の日よ

り前に書面により基金に通告した参加国に対

しては、当該配分を行わない。

5(a) 1、2又は3の規定に従つて参加国に対

して配分が行われる時において、当該参加

国が基金に対する履行遲滞の債務を負つて

いる場合には、当該参加国に配分される特

別引出権は、特別引出権会計内の条件付勘

定において保管し、及びすべての当該債務

が履行された時に当該参加国に対して引き

渡す。

(b) 条件付勘定に保管されている特別引出権

は、使用することができず、また、この協

定の適用上、この付表の規定に基づく計算

を除くほか、特別引出権の配分又は保有に

ついてのいづれの計算にも含まれない。参

加国が特別引出権会計への参加を終了し又

は特別引出権会計の清算が決定された場合

において、当該参加国に配分された特別引

官 報 (号外)

(c) この5の規定の適用上、基金に対する履行遲滞の債務は、一般資金勘定における買戻し及び手数料の支払が遅滞しているもの、特別支払勘定における貸付けの元本及び利子の返済が遅滞しているもの、特別引出権会計における手数料及び賦課金の支払が遅滞しているもの並びに受託者としての基金に対する債務の履行が遅滞しているものから成る。

(d) この5の規定を除くほか、一般会計と特別引出権会計との分離の原則及び準備資産としての特別引出権の無条件な性質は、影響を受けないものとする。

基 準  
国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

昭和四十四年の国際通貨基金協定の改正により、既存の準備資産を補充するため、計画的に新しい準備資産を創出する目的で国際通貨基金(以下「基金」という。)の中に特別引出権(以下「SDR」という。)制度が創設された。SDRの配分は、昭和五十六年を最後に行われておらず、その後に基金に加盟した国(平成十一年一月現在で三十九箇国)がSDRの配分を受けていない等、加盟国間のSDRの配分に不均衡が生じていた。

基金においてSDRの新規配分について検討が行われた結果、平成八年九月の暫定委員会において、SDRの純累積配分額の割当額(加盟国の出資額)に対する比率が各加盟国間で一律となるようSDRの特別配分を行うとの方針が承認された。これを受け、平成九年九月の総務会において、その比率が約二十九パーセントとなるように一回限りの特別配分を行うための改正案が承認された。

改 正  
本改正は、SDRの配分額を基金の加盟国間で衡平なものとするためにSDRの特別配分を行ふことを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 平成九年九月十九日において特別引出権会計の参加国(以下「参加国」という。)である各加盟国は、そのSDRの純累積配分額が同日における当該加盟国割当額の約二十九パーセントに等しくなるような額のSDRの配分を受けること。

2 平成九年九月十九日後に参加国となり、かつ基金加盟後三箇月以内である加盟国は、

出権が条件付勘定に保管されているときは、その特別引出権は、消却される。

(c) この5の規定の適用上、基金に対する履行

基 準  
アフリカ開発銀行を設立する協定の改正について承認を求めるの件

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正が行なわれる結果、平成九年九月の暫定委員会において、SDRの純累積配分額の割当額(加盟

改 正  
特別引出権会計に参加した日又はこの改正が効力を生じた日のいずれか遅い日の後三十日目の日に、特別引出権会計に参加した日における当該参加国の割当額を基準として計算されたSDRの配分を受けること。

平成十一年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
外務委員長 中馬 弘毅

とは、基金における我が国の国際協力を推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年三月十九日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿  
外務委員長 中馬 弘毅

とは、基金における我が国の国際協力を推進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

官 報 (号 外)

その早期発効に寄与することは、アフリカ諸国に対する経済協力に一層貢献するとの見地から有意義であると認められる。よって、この改正を受諾することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

## アフリカ開発銀行を設立する協定の改正

アフリカ開発銀行を設立する協定の一部を次のように改正する。

卷之三

有することとなるよう数の株式に域内加盟国の区分に属する国及び域外加盟国の区分に属する国が応募することができるよう、それぞれの区分に割り当てる。

(2) 総務会の会合の定足数は、総務又は総務代理の過半数であつて加盟国の総投票権数の七十パーセント以上を代表するものとする。

第三十四条(2)を次のように改める。

(2) 理事会の会合の定足数は、理事の過半数であつて加盟国の総投票権数の七十パーセント

以上を代表するものとする。

(2) この協定に明示的に別段の定めがある場合を除くほか、総務会における投票は、この条に定めるところによる。各総務は、自己の代

が、特に重要でありかつ自國の実質的な利害に関係する問題である旨を表明したものに関しては、関係する理事の要請により、総投票権数の七十パーセント以上の多数による議決で決定する。

本改正は、銀行の加盟国の出資比率、総務会の議決要件等を変更することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 銀行の域内加盟国及び域外加盟国の出資比率を、三分の一対三分の一から六十分の一に変更すること。

2 総務会の会合の定足数を、総務又は総務代理の過半数であって、加盟国の総投票権数の三分の一以上を代表するものから、七十ペーセント以上を代表するものに改めるといふ。

3 理事会の会合の定足数を、理事の過半数であつて、加盟国の総投票権数の三分の二以上を代表するものから、七十ペーセント以上を代表するものに改めること。

4 総務会における決定事項の議決要件を、会合において代表される加盟国の投票権数の過半数から三分の一以上の多数による議決に改め、また、いずれかの加盟国が、特に重要で

5 理事会における決定事項の議決要件を、会合において代表される加盟国の投票権数の過半数から三分の一以上の多数による議決に改めた旨を表明したものに関しては、当該加盟国の要請により、総投票権数の七十ペーセント以上の多数による議決とする。

め、また、いすれかの加盟国が、特に重要な  
ある旨を表明したものに関しては、関係する  
理事の要請により、総投票権数の七十パー  
セント以上の多数による議決とすること。  
なお、本改正は、加盟国の三分の一であつて  
加盟国の中投票権数の四分の三を有するもの  
(域内加盟国の中投票権数の三分の一であつて域内加盟国の中  
総投票権数の四分の二を有するものを含むこと  
を要する)が受諾し、その事実を銀行がすべて  
の加盟国にあてた公式の通報によって確認した  
後三箇月ですべての加盟国について効力を生ず  
ることになっている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本  
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ  
き、国会の承認を求めるといつのである。

## 二 本件の議決理由

本改正を受諾し、その早期発効に寄与するこ  
とは、アフリカ諸国に対する経済協力に一層貢  
献するとの見地から有意義であると認め、本件  
は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年三月十九日

外務委員長 中馬 弘毅

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年一月二十九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
である旨を表明したものに関しては、関係す  
る理事の要請により、総投票権数の七十パー  
セント以上の多数による議決とすること。  
なお、本改正は、加盟国の三分の一であつて  
加盟国の中投票権数の四分の三を有するもの  
(域内加盟国の中投票権数の三分の一であつて域内加盟国の中  
総投票権数の四分の二を有するものを含むこと  
を要する)が受諾し、その事実を銀行がすべて  
の加盟国にあてた公式の通報によって確認した  
後三箇月ですべての加盟国について効力を生ず  
ることになっている。

よつて政府は、本改正の受諾について、日本  
国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ  
き、国会の承認を求めるといつのである。

## 二 本件の議決理由

本改正を受諾し、その早期発効に寄与するこ  
とは、アフリカ諸国に対する経済協力に一層貢  
献するとの見地から有意義であると認め、本件  
は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、地方裁判所における民事訴訟事件、

知的財産権事件、民事執行法に基づく執行事件  
及び破産事件の適正迅速な処理を図るために、裁

判所の職員の員数を増加しようとするもので、裁

その内容は次のとおりである。

近時における破産事件及び民事執行事件の大削

1 判事補の員数を三十人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を十九人  
增加すること。3 この法律は、平成十一年四月一日から施行  
すること。第一条の表中「六九九人」を「七二九人」に改め  
ること。

## 二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正迅速

な処理を図るために、裁判所の職員の定員を改め  
ようとするもので、その措置は妥当なものと認め  
め、これを可決すべきものと議決した次第であ  
る。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図  
るために、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の  
職員の定員を改める必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

## 三 本案施行に要する経費

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を  
付することに決した。

右報告する。

平成十一年三月二十三日

法務委員長 杉浦 正健

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

## 〔別紙〕

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

平成十一年三月二十三日 衆議院會議錄第十八号

明治二十五年三月三十日  
郵便物認可印

發行所  
二東京  
番京一  
大四都〇  
藏五  
省印  
刷局目  
電話  
03  
(3587)  
4294  
定価  
(本体  
一一  
一〇円